

雇用保険部会報告（抄）

職業安定分科会雇用保険部会（第137回）

令和元年12月20日

資料

第2 雇用保険制度等の見直しの方向

5 その他

(2) 法令上の給付額に変更が生じた場合の取扱い

- 例えば、毎月勤労統計の変更等に起因する追加給付のように、雇用保険業務において、賃金日額の範囲（自動変更対象額）等給付額を計算する基礎となる指標に変更が生じた場合には、個々の給付額決定の実務における変更と異なり、より広い範囲の受給者に影響があり、追加的な支給の必要が生ずる場合がある。このような場合において、対象となる当時の受給者が亡くなられた場合には、その遺族に給付を実施する必要があるなど連絡及び手続きに時間を要する。対象者の安心のため、こうした場合の給付に関しては、雇用保険法第74条の規定による2年の消滅時効を援用しないこととすべきである。